

市営住宅での動物飼育は禁止です

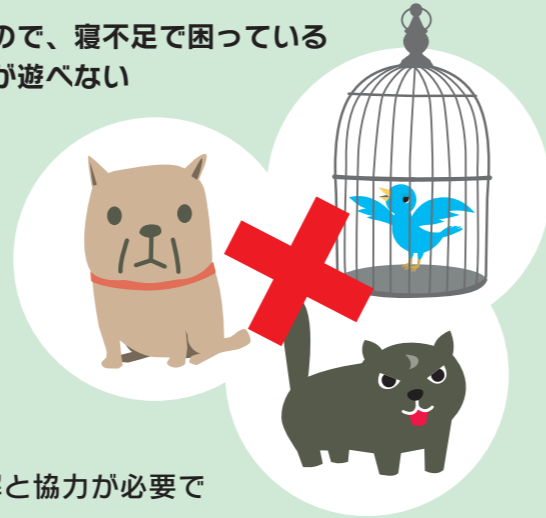
市営住宅では動物を飼ってはいけません。一時的に預かることも、住宅の敷地内で野良猫などにエサを与えることも禁止しています。

住民の方から次のような苦情が寄せられています。

- 隣人が犬を飼っており、夜遅くや朝早くから犬がほえるので、寝不足で困っている
- 公園で犬を放し飼いにしている人がおり、怖くて子どもが遊べない
- エレベーター内で動物がオシッコをするので、乗るときに臭くてたまらない
- 子どもが動物アレルギーで苦しんでおり、動物飼育は絶対にやめて欲しい

市営住宅での生活は共同生活です。住宅内で動物を飼育すると、鳴き声や臭い、抜け毛などで隣近所に対して大変迷惑をかけることとなりますので手放してください。どうしても手放すことができない方は、動物飼育ができる住宅に転居してください。

住みよい市営住宅にするためには、住民の皆さんの理解と協力が必要です。決められたルールは、みんなで守りましょう。



一般減免制度について

家賃の一般減免制度とは、収入階層が1の方で、収入が著しく少ない世帯や生計を維持する入居者が死亡、転出、失業等で一時的に家賃の支払いが困難になった世帯を対象に、申請書を受け付けた月の翌月からの家賃の減免（1年以内の期間）を行うものです。

■問い合わせは 業務課業務係へ 電話092-271-2562

家賃の支払いと延滞金について

★延滞金について

毎月の家賃の納付期限は、その月の末日（金融機関が休みの場合は翌営業日）なので、期限内での納付をお願いします。納付期限が過ぎた場合、延滞金が発生します。

平成26年に係る期間の延滞金の利率は、9.2%（納付期限の翌日から1月を経過するまでの期間についての利率は2.9%）に改正されました。

*なお、利率は、国からの通知により変動します。

★滞納が続くと

家賃の滞納が続いた場合、連帯保証人の方に対しても滞納家賃の請求を行います。さらに滞納が続くと住宅の明渡しを求めることとなりますので、くれぐれもご注意ください。

★口座振替が便利です

家賃の支払いを口座振替にすると、支払い忘れや銀行等にでかける手間が省けます。口座振替を希望される方は納付書の最後のページに綴ってある口座振替依頼書（はがき）に必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、ポストに投函してください。

■延滞金についての問い合わせは 住宅都市局住宅管理課訴訟・整理係へ 電話092-271-2552

■口座振替についての問い合わせは 業務課収納係へ 電話092-271-2564

市営住宅センターだより

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 092-271-0901(業務課) <http://www.nicety.or.jp/> 発行日/平成26年6月15日

7月に収入申告書の提出をお願いします

市営住宅の家賃は、毎年、入居者全員の収入や家族構成に応じて決定されます。この収入を認定するため、収入申告書を6月下旬から7月上旬にかけて送付します。

収入申告書は、平成27年4月から平成28年3月までの家賃を決めるための大切な申請書類となりますので、必ず期限内に提出してください。

収入申告書の提出がない場合、平成27年4月から最高額の家賃となります。

申告の対象となる期間は、平成25年1月1日から12月31日までです。

収入申告書には、原則として所得証明書等の添付が必要になります。ただし、一定の条件を満たす方で、市営住宅センターの課税調査に同意していただいた場合は、所得証明書等の添付が不要になります。

詳しくは、収入申告書に同封されている『収入申告書の手引き』をご参照ください。



★収入申告書に記載されている方について

収入申告書には、市営住宅センターに入居・同居の届出をしている方及びその住宅に住民票をおいている方を記載しています。記載されている方のうち、転出や死亡が未届けの方は「住民票無」と、また、同居手続きが行われていない方などは「市住届無」(氏名は***)と表記されています。

★必ずご連絡ください

※市営住宅センターに対して、転入等の手続きを行わず市営住宅に居住している方が見受けられます。入居者に異動(出生・転入・転出・死亡等)がある場合は、区役所での手続きとは別に、市営住宅センターに届出する必要があります。ただし、各種手続きには条件がありますので、至急お問い合わせください。

※入居の要件を満たさない場合は、住宅の明渡しの対象となりますのでご注意ください。

緊急連絡先について

収入申告書には、市営住宅センターに安否に関わる緊急の通報があった場合に、センターから確認を行えるように、緊急連絡先を記入する欄を設けております。

特に、ご高齢の方や、単身でお住いの方などは、安否確認を迅速に行えるようにするため、市営住宅の緊急連絡先として同意いただける方がおられましたら、できるだけ記入をお願いします。

また、昨年、緊急連絡先を記入していただいた方は、確認をお願いします。

■問い合わせは 業務課調査係へ 電話092-271-0901

収入申告専用の回線(6月25日~9月30日) 電話092-271-1022

高額所得者認定制度について

～高額所得者として認定された方は、転居していただく必要があります～

市営住宅は低額所得者のための住宅であり、世帯の収入について一定の基準があります。下記の収入基準に該当する世帯は高額所得者として認定され、市から期限を定めて市営住宅の明渡しを請求されます。

住宅に困窮する方が多くの入居機会を得られるよう、高額所得者の方は転居していただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

なお、高額所得者に認定された方で、まだ市営住宅センター業務課調査係へご連絡をされていない場合は、次の連絡先へ連絡をお願いします。

明渡計画のほか、世帯の雇用、収入、異動等、状況に変動がある場合はご相談をお受けしています。



高額所得者として認定される収入基準について

政令月収

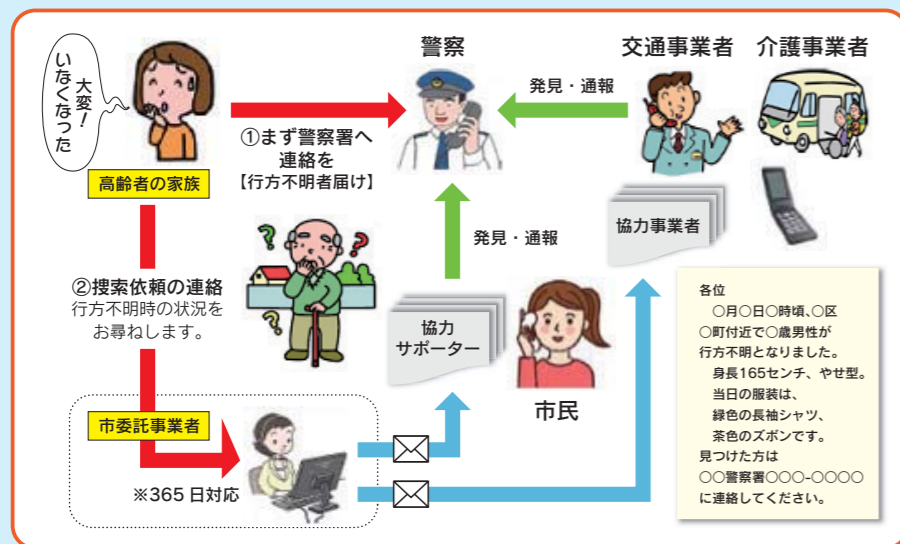
313,001円以上

*市営住宅に5年以上お住まいの方で、直近2年間の収入（平成26年度家賃の場合、平成23年、24年の収入）が表の政令月収以上の方が、高額所得者として認定されます。

■問い合わせは 業務課調査係へ 電話092-271-0901

見守り、支え合う、強い絆の地域づくりを目指して 福岡市は「徘徊高齢者捜してメール」を実施しています。

福岡市では、認知症などによる徘徊により行方不明になられた高齢者の情報を、登録された協力事業者・協力サポーターへメールで一斉配信し、可能な範囲で捜索に協力いただいています。皆様の声かけや気遣いが、認知症の方とご家族の安心につながります。ご協力よろしくお願いいたします。



協力サポーターの登録について

【登録方法】 support@req.jpへ空メールを送信し、その後受信したメールから登録手続きを行ってください。

【注意点】
①登録は無料ですが、メールの送受信等の費用は、利用者負担です。
②迷惑メール対策をしている場合は、メールを受け取れない場合もあります。sagashite@city.fukuoka.lg.jpからのメールを受信できるようにしてください。
③受信したメールの転送等、事業目的以外の使用は行わないでください。

利用者の登録について

※事前登録が必要です。

【対象者】認知症等による徘徊により行方不明になる可能性のある高齢者

【登録方法】各区保健福祉センター地域保健福祉課または、いきいきセンターふくおかへご相談ください。

【必要なもの】申請書、印鑑(申請者の認印)、登録者の写真2枚

《問い合わせ先》

○協力サポーター登録に関すること：
福岡市保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課
電話：092-711-4373 FAX：092-733-5587

○捜してメールの利用者登録に関すること：
各区保健福祉センター地域保健福祉課
(市外局番:092) 東:645-1087 博多:419-1099 中央:718-1110 南:559-5132 城南:833-4112 早良:833-4362 西:895-7078

高齢者の相談窓口

ずっと元気でいたいから相談してみよう

いきいきセンターふくおか

(福岡市地域包括支援センター)



「いきいきセンターふくおか」は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるように、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その方の状態に適したアドバイスを行います。高齢者のみなさんが自立した生活を続けていくことができるよう応援します！

自立した生活を支援します。

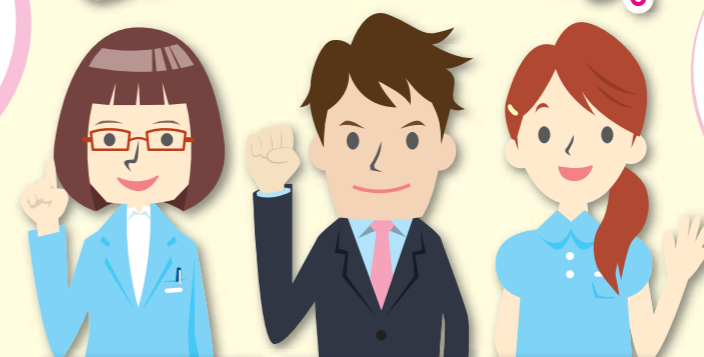
できるだけ人の手を借りずに、今の健康を維持して生活したい



皆さんの権利を守ります。



私たち専門職が、
ご相談をお受けします。



主任
ケアマネジャー

社会福祉士

保健師

健康・福祉・介護などの相談

認知症の親への対応がわからない。いけないとわかっていても、ついつい叱ってしまう…



悪質な訪問販売や振り込め詐欺などにねらわれたら心配…もし認知症になったら、お金の管理が心配…



入院中の親が近々退院予定。介護が必要な状態になったので、相談したい。

★「いきいきセンターふくおか」開設時間は、月～金曜日(祝休日と年末年始は除く)9時から17時までです。

各センターの設置場所等については、(各区保健福祉センター)地域保健福祉課へお尋ねください。

□東区 ☎645-1087 FAX 631-2295 □南区 ☎559-5132 FAX 512-8811 □西区 ☎895-7078 FAX 891-9894
□博多区 ☎419-1099 FAX 441-0057 □城南区 ☎833-4112 FAX 822-2133
□中央区 ☎718-1110 FAX 734-1690 □早良区 ☎833-4362 FAX 846-8428

団地内での不法駐車は大変危険です！

団地や空き地への不法駐車は、消防活動にも支障が生じます。



○団地内の道路や空き地は駐車する場所ではありません。自動車の所有者は、駐車場などの保管場所を確保する義務があります。

○不法駐車により、事故が発生した場合は、車の所有者等の責任が問われることがあります。

福岡市では、可能な限り駐車場の整備を進める等、入居者と協力してこの問題を解決すべく努めますので、皆様のご協力をお願いします。